

和4年6月時点

指定避難所は、災害が落ち着いた後、自宅が被災して自宅できない場合一定期間、避難生活をおくるためのところです。

(説明文)

- ・指定避難所はお住まいの行政区・学区に関わらず、どなたでも最寄りの施設に避難することができます。
- ・命を守るため、災害の危険からまずは逃げるための場所である指定緊急避難場所については、各災害のハザードマップに掲載しています

斜線部は名古屋市外区域

